

「静岡市新行財政改革推進大綱（中間案）」に対する市民意見の募集結果について

資料 2-2

1 意見募集の結果

本市の行財政改革の指針となる「静岡市新行財政改革推進大綱」の策定にあたり、「新行革大綱（中間案）」に関するパブリックコメントを実施しましたので、いただいた意見に対し、次のとおり本市の考え方を公表します。

また、いただいたご意見は、今後、大綱案をとりまとめる行財政改革推進審議会に報告し、審議に活用させていただきます。なお、市としては審議会から最終答申を踏まえ、平成27年3月までに「新たな行財政改革推進大綱（H27年度～H30年度）」を策定していきます。

(1) 意見公募期間 平成26年4月21日（月）～平成26年5月20日（火）（30日間）

(2) 意見件数 23件（8人）

(3) 意見提出方法 郵便1人、持参2、電子申請4人、ファクシミリ1人

(4) 対応区分 A：大綱案への反映について審議する B：同様の趣旨は大綱（中間案）に盛り込み済 C：既に同様の取組を行っており、大綱（中間案）のとおりとする
D：今後の取組の参考とする E：大綱案に反映できない

項目	意見件数	対応区分				
		A	B	C	D	E
基本方針Ⅰ（市民協働・官民連携の推進）	5	4	0	2	0	0
基本方針Ⅱ（質の高い行政運営の推進）	6	1	2	1	2	0
基本方針Ⅲ（持続可能な財政運営の確立）	10	1	3	4	3	0
その他	2	0	0	0	1	1
合計	23	6	5	7	6	1

※同一の意見に対し複数対応する場合がありますため、意見数と対応件数は一致していません。

基本方針Ⅰ 市民協働・官民連携の推進

項目	市民から意見	市の考え方	対応
全体 P16	必要なサービスの例として、「教育、子育て、文化、環境、防災等」の例示がありますが、「介護」「保健」「産業支援」なども共助の精神で行うべき行政サービスだと思います。そこで上記箇所を「教育、子育て、保険、介護、産業支援、文化、環境、防災等」に修正したらいかがでしょうか？	行政と市民、企業等が共助の精神で行うべき範囲は、非常に多岐に渡っており、「介護」、「保健」、「産業支援」なども含まれるものと考えています。 今後、新大綱を策定する上で、事例として加えるべき事項であるか、行革審において審議していきたいと考えています。	A

改革の方向2 官民連携・民間活力の活用

①官民パートナーシップの推進 P18	行政の民間の智慧を取り入れるために、市役所職員が民間の事業所に一定期間勤務し、逆に民間の職員が市役所に勤務するような人事交流制度を取り入れ、拡大したら、民間の手法を取り入れ行政の効率化に資するという面と民間の現場で行政職員が働くことによって費用対効果の高い行政施策が可能になるという面との両面から行政改革につながると思います。	本市では、官民連携による市政の推進を目的とし、市職員及び民間企業社員の育成と官民の相互理解醸成のため、民間企業との人事交流による研修をH24年度から実施しています。(H24年度：3社、H25年度：4社、H26年度：4社) この研修では、市職員は、民間企業の手法を取り入れた効率的な行政運営に資する考え方や知識として、顧客試行、スピード感、コスト感覚等に学び、民間企業の社員は、行政運営についての理解を深めるため、その考え方や手法について学んでおり、当研修の効果を評価しています。 このため、新大綱を策定する上で、企業との人事交流についても、加えるべきか、行革審において審議していきたいと考えています。	A
②民間活力の活用 P18	指定管理者制度の活用について利用料金制だけでなく、他の面での検討も必要だと思います。現在指定管理者制度において、指定管理者の選定において審査項目の各要素に配点して、合計点の高い団体を選定していると思います。この配点が経営効率よりも実績重視になっているために、思い切った改革につながっていない面があるかと思えます。 また、市で行っているすべての事業について民間活力の導入が可能かどうか、可能ならばどのような形態が好ましいのかの議論をオープンな形で行うべきだと思います。 これらの点を考慮し、「指定管理者が柔軟な発想で進める独自事業を展開できるように、利用料金制の積極的な導入を検討していきます。」という文言を「民間活力を積極的に導入するために、市で行なう各事業に指定管理者制度を導入できないか検討を行い、導入する場合は指定管理者の選考過程を熟考し、指定管理者が柔軟な発想で進める独自事業を展開できるように、利用料金制の積極的な導入等を検討していきます。」に変更したらいかがでしょうか？	指定管理者制度は、公の施設の管理に民間企業やNPO法人などの様々な団体が参入して、多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図ることを目的とした制度であり、本市においても、民間活力の活用の観点から、積極的に導入(H26.4.1現在 225施設)しています。 今後も、より一層、民間活力を活用するため、指定管理者制度の導入効果が見込まれる施設については、積極的に導入を進めていきたいと考えていますので、行革審において審議していきたいと考えています。 指定管理者の選定については、過去の実績だけでなく、効果的、効率的な管理や市民サービスの向上、適切な人員配置など様々な項目にバランスよく配点することで、適正な指定管理者の選定に取り組んでいることから、選考過程の部分については、施策案のとおり進めていきたいと考えています。	A C

改革の方向3 開かれた市政の推進

①積極的な情報発信 P19	戦略的な広報活動という言葉がマッチしていないような感じで、もっとやさしい言葉に置き換えてほしい。 例えば：広報活動の重要性を再認識する意識改革や研修を進め、市民の視点に立つ広報の推進と、広報広聴機能の充実と市民参画を促進していきます。	本市では、「静岡市戦略広報プラン」を策定し、静岡市の地域資源を「地域価値」に高め戦略的に広報することが、都市間競争において優位に立つために必要と考えていることから、「戦略的な広報活動」と表現しています。 なお、今後、同プランの改訂を予定していることから、改訂作業を進める過程において、施策案の表現についても行革審において審議していきたいと考えています。	A
②市政情報の共有化・透明性の確保 P19	入札改革は財政改革に寄与すると思います。透明性はより推進していかなければならないと思います。「一般競争入札を増やすよう努めるとともに、建設工事で進める総合評価方式の充実と改善を進めていきます。」を「一般競争入札を増やすよう努めるとともに、建設工事で進める総合評価方式の充実と改善を進めていきます。透明性を強化するために入札結果の公開を進めていきます。」というような文言に変更し、入札予定価格と落札価格と落札事業者名等を一覧できるような形で情報公開を進めていくべきだと思います。	本市では、既に建設工事の入札に係る予定価格・落札価格・落札事業者名等の情報については、落札決定後、速やかに公表しており、契約課ホームページの入札情報サービス(PP1)や契約課の窓口、各区役所の市政情報コーナーにおいても閲覧することができます。 このため、施策案のとおり進めていきたいと考えていますが、透明性を確保することは、非常に重要であると考えているため、引き続き入札結果を公表するよう取り組んでいきます。 <参考> *PP1のURL https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj	C

基本方針Ⅱ 質の高い行政運営の推進

改革の方向1 人材育成・活用の推進

<p>②人事制度の改善 P21</p>	<p>女性や非正規職員に制度の不備等で能力が十分に向上されない面はあるかもしれませんが、モラル向上が必要などとの記載は女性や非正規職員に失礼なのではないでしょうか？女性の登用を図るためには部長職〇%、課長職〇%と数値目標を立て、それを市民に公表する選択肢もあるかと思えます。また、「管理職になることへの不安を軽減するとともに」の部分は意味不明です。上記のような理由から第二項を「女性や非正規職員の能力向上につながるよう、人事制度、職場環境を整備するとともに、女性の積極的な登用を進める制度の導入を検討していきます。」のように変更したらいかがでしょうか。</p>	<p>女性職員の働きやすい環境を整備し、性別にとらわれない登用を推進することにより、女性ならではの視点や感性、発想を活かすことで各種施策・事業をより効果的・効率的に進めることは重要と考えておりますので、ご意見については、新大綱実施計画において、女性職員のためのキャリアデザイン研修の充実、女性の管理職への登用（数値目標の設定等）について、検討していきたいと考えています。また、文章表現については、今後、新大綱を策定する上で、市民の皆さんに分かりやすい表現とするよう、行革審において審議していきたいと考えています。</p>	<p>A</p>
-------------------------	--	--	----------

改革の方向2 効率的な組織体制の確立

<p>②定員の適正化 P22</p>	<p>③の職員給与制度とからむ部分でもありますが、今後厳しくなる財政状況から、市民サービスは低下が避けられないと思われれます。また、経済状況・雇用状況は今後悪化する可能性が高いため、公民の給与格差は拡大する可能性が高いと思われれます。しかし、制度上や職員のモラル上でも給与を過度に切り下げることが不可能だと思われれます。そのため、定員管理は厳しく行っていくべきだと思われれます。歳入と歳出の推移等を考慮し、その枠内で総人件費をコントロールすべきだと思われれます。第一項の前に「今後激しさを増す財政状況を鑑み、歳入、歳出の推移等の予測の上で総人件費のコントロールに努めます。」の文章を入れたらどうでしょうか？</p>	<p>本市では、市の財政状況に関らず、常に最少の経費で最大の効果をあげるべく、職員の適正な配置（定員管理）に努めており、その結果、総人件費のコントロールに繋がっているものと考えています。このため、総人件費については、社会経済情勢や行政需要を踏まえ、今後も適正な職員配置を徹底を図ることで、対応していきたいと考えていますので、施策案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>D</p>
	<p>今後激しくなる財政状況を鑑みれば、行政サービスの低下は避けられないと思われれます。行政サービスの低下前提で財政状況上許容範囲の総人件費における定員コントロールを行なっていくべきだと思われれます。「客観的な手法により、部門ごとの定員の適正化を検証し、行政サービスの低下を招かないように配慮しながら、計画的な職員数のコントロールと適正配置を行い、常に定員の管理に取り組むこととします。」を「客観的な手法により、部門ごとの定員の適正化を検証し、計画的な職員数のコントロールと適正配置を行ない、常に定員の管理に取り組むこととします。」に変更したらどうでしょうか？</p>	<p>行財政改革は、厳しい財政状況の中、選択と集中による資源の有効活用などを通して、市民満足度の高い行政サービスへの質的向上を図ることを目的としています。そのような中、定員管理につきましては、職員という貴重な経営資源を効果的、効率的に配置し、最少の経費で最大の効果を図り、市民サービスの向上に繋げていこうとするものであり、まさしく、「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」の一つであると考えています。このため、施策案のとおり、定員の適正化を進める際は、できる限り行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら進めていきたいと考えています。</p>	<p>D</p>
	<p>働かない職員はやめさせるか、減給処分にしたほうが良いのでは？公務員は守られすぎではないでしょうか。</p>	<p>施策案における「人事制度の改善」に記載していますが、今後、職員の処遇に反映させる人事評価制度を構築する中で、分限制度の厳正な運用についても検討していきたいと考えています。</p>	<p>B</p>
	<p>職員がすごく多い気がします。職員の人数を少し減らすよう努力してもらいたいです。</p>	<p>本市の職員数は、H15年の静岡市、清水市合併時には、7,044人（旧由比町、蒲原町含む。）でしたが、H25年4月1日現在では6,274人となっており、10年間で770人削減しています。また、現在、H22年度から26年度までの5年間で計画期間とし、H22年4月1日現在の職員数を4.3%、276人削減することを目標とする定員管理計画に取り組んでいます。今後は、施策案においても記載していますが、第3次総合計画の推進にあわせ、新たな定員管理計画のもと、職員の適正な配置を行うこととしており、引き続き、簡素で効率的な行政体制の構築に向け、メリハリのある適正な定員管理に努めていきたいと考えています。</p>	<p>B</p>
<p>職員数の削減に伴い非常勤職員の大幅な増大（圧倒的多数は女性だと思われれますが）により現状『行政のプロ』である高度な専門知識・能力を備えた職員が減少している状況だと思われれます。果たして上記の非常勤職員が、削減された職員の代役が務まるのか、また、これにより市政の責任のある市政サービスが低下しないかが懸念されれます。また、正規職員の採用の抑制に伴い、組織の年齢構成が歪み、将来的に大きな課題となる傾向にあると思われれます。対応としては、民間からの中途採用の拡大や出向あるいは60歳達年職員（豊富な経験知・行政ノウハウの活用）に対する再任用勤務職員の拡大などが考えられれます。いずれにしても、効率的な組織体制の確立による職員の適正化と組織体制の改革は必要だと思われれます。</p>	<p>本市では、非常勤職員の配置については、正規職員ができることと非常勤職員ができることの切り分けをして、業務を遂行するとともに、非常勤職員に対しても、正規職員と同様、各所属で業務に必要な研修や市民対応についての研修などを行っており、非常勤職員の配置による市民サービスの低下は招いていないと考えています。また、技術職における民間経験者の採用や再任用職員の採用については既に実施しており、行政サービスが低下しないよう努めています。今後は、より一層、市民満足度の高い行政サービスを提供できるよう、施策案のとおり、効率的な組織体制を確立していきたいと考えています。</p>	<p>C</p>	

基本方針Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

改革の方向1 健全な財政運営の推進

①財政健全化の取組 P25	民間の経営感覚をもって財政赤字をなくすべき。人件費の削減を考え効率的に無駄をなくすべし。	本市では、H15年度からH24年度までの一般会計決算における実質収支額はすべて黒字ですが、今後も効率的な財政運営を実施し、財政の健全化に努めていきたいと考えています。 また、人件費の削減については、先に回答したとおり、職員の適正な配置（定員管理）を行うことで対応していきたいと考えています。 （*実質収支とは・・・歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から翌年度に繰り越した事業に充てる財源を差し引いた額をいい、地方公共団体の財政運営の良否の判断に用いられ、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいいます。）	C
	借金が年々増加するという中で非常に危機感を覚えます。人口が減少していく中で将来を担う次世代の方々に多額の負債を残すのは、やってはならないことだと思います。今を何とか乗り切れればよいというのではなく、我慢や痛みを伴うことであっても、将来を思い描いて今私たちがすべきことは何かを考えて行動するべきです。これ以上借金が増えないよう、経営感覚をもって市の運営にあたっていただきたいと思います。	施策案において示していますが、厳しい財政状況の中、健全な財政運営を確立するため、単年度の収支改善のみでなく、地方債の発行をコントロールするとともに、中長期的な視点から財政計画を策定し、フローとストックの指標を掲げ、各指標に留意した財政運営を実施していきたいと考えています。 （*フローとストックとは・・・「フロー」は資金繰りに焦点を当てたもので各年度の収支を意味し、「ストック」は負債や資産の蓄積に焦点を当てたもので借入金や積立金の残高などを意味します。）	B
	お年寄りや生活保護者が増えていますが、働く人は減っています。本当に必要なものに税金を使うようもう一度考えて欲しいです。	人口減少や高齢化の進行に伴い、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれます。 このため、施策案において示していますが、行政が関与する範囲を再点検し、官民の役割分担の明確化を図ることで、より一層の事務事業の見直し・統廃合を進めるとともに、行政評価のPDCAサイクルを活用するなど、予算配分の不断の点検と見直しを強化し、徹底的に無駄の排除を図っていききたいと考えています。	B
②自主財源の確実な確保 P25	市税は市政運営における一般的な財源確保の最も重要な財源をなすものです。大多数の納期内の納税者との公平性の観点から、より積極的且つ徹底した収納率の向上と延滞管理が必要です。それには収納体制の強化を図り、新規の延滞発生の抑制と、延滞整理の早期着手、早期整理の徹底が必要だと思えます。新行財政改革推進大綱期間での目標の明確化により、全国20市の政令指定都市の下位にランクされることの無いよう、回収の強化を図って戴きたいと思えます。	施策案において示していますが、税負担の公平性を確保するため、市税等の収納率の向上と滞納整理に努めていきたいと考えています。	B
		今後、策定する「新行革大綱実施計画」において、政令指定都市の平均を超える市税収納率の数値目標を設定した上で、徴収体制の強化を検討するとともに、早期着手、早期完結を徹底していきたいと考えています。	D

改革の方向2 適正なアセットマネジメントの推進

①総資産量の見直しと適正化 P26	市の施設をほとんど使ったことがありません。その割りにお金がかかりすぎていると思います。なくても生活に困る人は少ないと思いますので無駄のないようにしてください。	市民ニーズや少子高齢化などによる社会構造の変化により、公共施設に求められる役割や使命も大きく変化しています。 今後は、都市経営の観点から、真に必要な施設を取捨選択し後世に引き継いでいくことはもとより、施設の維持管理に要する費用のさらなる縮減を図り、将来にわたって無駄のない行政運営を行うことが必要であることから、施策案のとおり、総資産量の見直しと適正化を進めていきたいと考えています。	C
	施設を中心とした運営を見直し新規の施設建設を見送り、現状の運用を考慮するべし。	将来にわたり、健全で持続可能な都市経営を行っていくためには、公共施設が提供するサービスのあり方を抜本的に見直すことが必要です。 今後は、代替サービスの提供や民間施設の有効活用も視野に入れ、施設を効果的・効率的に活用することで、必要な公共サービスを提供し続けられるよう、施策案のとおり、資産の長寿命化対策を進めていきたいと考えています。	C

<p>全体 P27</p>	<p>経営改善の手法として、「包括民間委託や地方独立行政法人制度など」と例示されていますが、検討内容はPFIや指定管理者制度も考慮されるべきで、水道事業にはPFIの導入を考慮すべきだと思います。また、病院事業における指定管理者制度の導入も検討すべきだと思います。「包括民間委託、PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度など」に記載及び内容を変更したらどうでしょうか？</p>	<p>市立病院の経営形態については、指定管理者制度等を含めた検討を行った上で政策決定を行い、地方独立行政法人への移行に向けた準備を進めていますので、施策案のとおり進めていきたいと考えています。 また、上下水道事業についても、一部の施設に包括民間委託を導入するなど、より効果的な運営方法を探り入れるよう取り組んでいるところです。今後は、効率的な事業手法の一つとしてPFIを新大綱に加えるべきか、行革審において審議していきたいと考えています。</p>	<p>A</p>
<p>②市立病院の経営改善 P27</p>	<p>市立病院には多くの税金が投入されています。市立病院は静岡市の医療・保健・福祉全体の中でどのように位置づけるべきなのか、市民全体で考えるべきだと思います。 また、医療サービスの質や利用者の満足度は高いにこしたことはありませんが、それは投入する費用とのバランスで考えるべきだと思います。そして市立病院の経営形態は市立病院に投入する資金の多少だけでなく、静岡市の医療費を左右する面があります。以前は都市銀行が20行ほどありましたが、それが現在は4グループに集約されました。それは集約化した方が経営的な効率が良いからです。 同様のことは病院経営にもいえ、規模の相対的に小さな病院が分立していると経営的な効率が悪くなります。空きベッドは赤字要因ですのでそれを埋めるような圧力が働き、医療費の増大要因となります。例えば市内の各病院が20名ずつ不必要な入院を行ってしまうと、25億円ほどの医療費増大となります。このような中規模病院の分立の市の財政に与えるデメリットも考慮すべきです。</p> <p>第二項を「市立病院の目指すべき姿を示すとともに、医療サービスの質や利用者の満足度なども包括した中長期の計画を策定し、積極的に経営改善を進めていきます。」を「静岡市の医療・保健・福祉全体の中で市立病院をどのように位置づけるかを市民全体で論議し、医療の質、患者満足度、費用対効果等を考慮に入れた中長期の計画を策定し、積極的に経営改善を進めていきます。」に変えたいかがでしょうか。</p> <p>市立病院の独立行政法人化は良いと考えます。残念ながら医療スタッフの間ではよくない噂が耳に入ってきています。清水病院が比較的混んでいないことなども考えると、両病院の協力体制で何とかスタッフの確保をお願いしたいと思います。</p>	<p>本市では、市民の皆さんに安定した質の高い医療サービスを継続的に提供することが市の責務であると考え、H15年の静岡市・清水市の合併以降も、2つの市立病院を有しています。</p> <p>市立病院の位置づけについては、地方独立行政法人へ移行する際、事前に病院が達成すべき目標（中期目標）を定め、公表することとされており、その策定に当たっては、パブリックコメントの募集等、市民のみなさんの意見を盛り込むための手続きを行います。 さらに、この中期目標を受け、地方独立行政法人では、費用対効果等も考慮した上で中期計画案を策定し、市議会の議決を受けることとなります。 このように、市立病院の目指すべき姿については、常に市民の皆さんや市議会の意見を反映するよう取り組んでいくため、施策案のとおり進めていきたいと考えています。</p> <p>医療サービスの根幹はマンパワーであり、病院にとって医療職のスタッフの確保は重要な課題ですが、一方で、地方都市における医療職の確保は、全国的な課題となっています。 医療職の確保のため、スキルアップが可能で、勤務環境が整った、医療職にとって魅力的な病院を実現するよう、新行革大綱実施計画において検討していきたいと考えています。</p>	<p>D</p> <p>C</p> <p>D</p>

その他

収入未済額、インフラ維持費、水道事業改善、施設の廃止等について (p8 ③,11,12,13,19,26,27)	全ての項目について、具体的な案が提示されていないのが残念です。これから検討するのであれば、案ができた時点で市民に公開していただければと思います。 税未納の対策や事業経営の改善、外郭団体の廃止の検討など、身内ではすすめていくものについては「必要に応じ (p26)」ではなく「必ず」第三者機関を設置することが改革を進める必要条件と思われる。	施策案は、市の指針となる行財政改革における、今後の方向性を示したものであり、具体的な内容は、今後策定する「新行革大綱実施計画」において示すこととなります。 なお、各事業の廃止に係る「第三者機関」の設置については、事業の背景・目的・性質・内容が様々であり、各事業の状況を十分考慮する必要があるため、施策案のとおり進めていきたいと考えています。	D
--	---	---	---

その他、以下のご意見もいただきました。

扶助費の増加	市税などの収入が増えない中で、扶助費特に生活保護費の急増に驚きました。本当に生活が大変な方はもちろんいらっしゃると思いますが、普段様々な場面で、本当に必要な方に正しく生活保護費が支給されているのか、疑問を唱える声を聞きます。 基準を満たせば支給されるのかもしれませんが、大変だけど自力で頑張っている人には援助の手が差し伸べられず、一方で安易な形で受給を受けてそれを当然と思っている人もいるようで、不公平さを感じます。国全体の問題かもしれませんが、生活保護については大きく改革をしていただけないかと思います。		E
--------	--	--	---